



藤井社会保険労務士事務所 事務所だより

ニュースレターの日付
2012年8月(第5号) 1号

残暑お見舞い申し上げます。暦の上では立秋を過ぎたとはいえ厳しい暑さがつづいて
おります。皆様いかがお過ごしでしょうか。

「事務所だより8月号」をお届けします。日常の業務にお役立ていただければ幸いです。
掲載内容に関してご不明な点があれば、どうぞお気軽に当事務所までお問い合わせ
ください。

この号の内容

- 1 労働者派遣法が改正になります
- 2 高額療養費制度をご存じですか？
- 3 介護保険の加入者は？
- 4 当事務所から

労働者派遣法が改正になります

リーマンショック後に多くの会社で派遣社員の大幅な削減（いわゆる派遣
切り）が行われたこと等をきっかけに、労働者派遣制度のあり方について
見直しが行われました。その結果、平成24年10月より「労働者派遣
法」が一部改正となりますので、主な改正点をご紹介します。

■ 改正点1 日雇派遣の原則禁止

日々または30日以内の期間を定めて雇用する労働者（日雇労働者）につい
ては原則派遣禁止となります。ただし、一定の業務や状況（60歳以上の者、
雇用保険の適用を受けない学生等）においては除かれます。（直接雇用の日
雇就労は禁止されません）

■ 改正点2 グループ企業への派遣の制限

グループ企業への派遣が8割以下に制限されます。

■ 改正点3 離職後1年以内の労働者派遣の禁止

派遣元会社は派遣社員を企業へ派遣する場合、その派遣社員がその企業に以
前勤務したことがあり離職後1年以内である場合には、その企業に派遣する
ことはできません。また、派遣先企業も離職後1年以内の労働者を派遣受入
れすることは禁止されます。

■ 改正点4 派遣契約の中途解約に対する措置の明確化

派遣先の都合により派遣契約を解除する場合には、派遣先会社にも派遣労働
者の新たな就業機会の確保、休業手当等の支払いに要する費用の負担等が義
務化されます。



【詳しいパンフレットはこちら】

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/haken-shoukai/kaisei/

高額療養費制度をご存じですか？

健康保険では加入者やその扶養家族が医療機関に支払う一部負担金（自己負担額）について自己負担限度額が設けられています。1ヶ月の負担額や同一世帯の合計負担額が高額になったり、高額を負担を負った月が何ヶ月も生じた時は、自己負担限度額を超えた額が「高額療養費」として払い戻されます。入院や手術により1ヶ月の負担額が高額になった場合は、自己負担限度額を超えていないかどうか確認なさることおすすめします。

自己負担限度額は70歳未満の一般所得者（標準報酬月額が53万円未満の方。住民税非課税の方を除く）では

80,100円 + (医療費の10割 - 267,000円) × 1%
で計算された額となります。

申請手続きは原則加入者が行うこととなっていますが、申請条件が細かく決められておりますので、具体的な申請方法については各健康保険の窓口にお問い合わせください。（健康保険組合は加入者からの申請がなくても自動的に手続きしてくれるケースもあります）



介護保険の加入者は？

近年利用者が増えている介護保険制度ですが、加入者についてご存じでしょうか。介護保険は40歳以上の方が加入者となり、各市区町村が保険者となり運営にあたっています。

保険料は65歳以上の方は原則公的年金からの控除の方法で、40歳以上65歳未満の方は加入している健康保険の保険料と合わせて納めることになっています。

当事務所から



事務所だより8月号はいかがでしたでしょうか。
今年の夏はロンドンオリンピックのために、寝不足気味で過ごされた方が多かったことと思います。今回もたくさんの選手の活躍に、多くの方が元気や勇気をもたらしたのではないのでしょうか。スポーツの力はすごいですね。

藤井社会保険労務士事務所

〒107-0062 東京都港区南青山 2-22-14 フォンテ青山 606号
(社会保険労務士法人アシスト 21内)

TEL 03-3478-0290 FAX 03-6804-2958

Email mayfujii@sr-fujiioffice.com

URL <http://www.sr-fujiioffice.com>

社会保険労務士・ファイナンシャルプランナー
藤井真由美